

## 雑所得と事業所得区分（副業の所得区分）

秋も深まり、今年もあと少しとなりました。これから年末調整、確定申告に向けた準備等、1年の終わりに向けた準備を始めているものと思います。そのような中、この夏～秋に国税庁から所得税基本通達の改正が行われ、副業の所得の取り扱いが注目されました。令和4年分から適用されます。

### 事業所得と雑所得の区分 令和4年分の確定申告から適用

所得税（個人に係る税金）では、その所得（収入から経費を控除した額）を10種類に区分し、その区分ごとに経費や所得の計算方法が決められています。そのうち、今回の改正の対象となったのは「事業所得」と「雑所得」の区分判断の指針で、**具体的には副業で得た稼ぎ（所得）が「事業所得」と「雑所得」の何れに区分すべきかの判断基準です。**

「事業所得」と「雑所得」では税金計算上のメリットが異なり、その中でも特に影響が大きいのが「他の所得と損益通算」の可否になります。「事業所得」であれば、その事業の赤字額を他の所得と合算できますが、「雑所得」に区分されると、赤字相当額を他の所得とは通算（相殺）できません。



### 今回の改正で明らかにした判断基準と対応

改正後の所得税基本通達（所基通）35-2 注書きで、事業所得については、「**その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度でおこなっているかどうかで判定する**」と規定しています。またその「なお書き」で、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、業務に係る雑所得に該当する」としています。確定申告上の事業所得・雑所得の判断・作成はこれに従って行うことになります。

所得の区分	事業所得	雑所得の「業務」	雑所得の「その他」
事業所得の本来の判断基準	営利・有償性、②継続・反復性、③リスクとリターンの合理性、④事業に要する精神・労力の程度、⑤人・物的設備等を総合的に考慮		
今回改正による要件：「 <b>記帳・帳簿書類の保存</b> 」	<b>満たすと事業所得となる（下記※参照）</b> （収入が300万円超で事業実態があれば、満たさなくとも事業となりうる）	満たさないため、雑所得となる 詳細は所基通 35-2 参照	満たさないため雑所得となる 所基通 35-1 の例示参照
領収書の保存	当然必要	前々年の収入金額が300万円超だと保存義務あり	義務なし

（※）但し、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。

主たる収入に対する割合	<u>継続（3年程度）的に主たる事業の10%以下の収入の場合、規模僅少で「雑所得（業務）」と判断</u>
活動の営利性（黒字か）	<u>赤字解消の活動・努力をせず、継続（3年程度）的に赤字を生む所得は事業性が無く「雑所得（業務）」と判断</u>



主たる事業（例えば会社勤め）の隙間で多少実施する程度の規模の事業（例えば、営利目的の小規模ネット売買やネット投稿に伴う収入、暗号通貨の売買等）は、通常「雑所得」として判断されます。

一方、新規事業を立ち上げ、実質的に事業として活動していても、初期段階では規模・収入も小規模である場合が想定されます。その場合「事業所得」であることを主張できるためには、事業の記録としての「記帳・帳簿書類」を整備保存しておくことが必要となります。

### @ 11月の予定

- 11/10・10月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/30・9月決算法人の確定申告
- ・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

